

事務連絡
令和3年2月18日

北海道農政部農村振興局農村設計課長
地方農政局農村振興部農村計画課長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部農村振興課長

} 殿

(農林水産省) 農村振興局農村政策部地域振興課
中山間地域・日本型直接支払室長

災害時の復旧作業における中山間地域等直接支払交付金の取扱いについて

令和2年12月からの東北及び北陸地方を中心とした大雪や2月13日に発生した福島県沖を震源とする地震により、各地域の農林水産業に被害が発生しているところである。

こうした中、中山間地域等直接支払交付金に係る取組等において、下記のこと^①に留意するよう、貴職から管内の「府県」^②に対し通知するとともに、「府県」^③から管内の市町村等に通知するようお願いする。

記

- 1 当該交付金は、洪水、地震等の自然災害発生時における、地域の共同活動による農地や農地周りの水路、農道等の見回り及び畦畔の補修等の応急措置に係る活動に充当することが可能であること。なお、申請の際に当該使途が協定書に明記されていない場合、使途を明記し市町村に届け出しておく必要がある^④ので、留意願いたい。
- 2 自然災害により農業生産活動等の継続が困難となった場合の中山間地域等直接支払交付金の返還については、実施要領の運用第9の2の(1)のイにおいて免責するとともに、実施要領の運用第4の4における復旧計画の提出により引き続き交付金の交付対象とすること。

【施行注意】

1. () については、北海道農政部長及び内閣府沖縄総合事務局農林水産部長宛てに記載する。
2. [] については、近畿農政局農村振興部長宛ては府県、内閣府沖縄総合事務局農林水産部長宛ては沖縄県、その他の地方農政局農村振興部長宛ては県とする。
3. ~~~~~ については、北海道農政部長宛ては削除する。